

【物件名】

提出刊行物2

【添付書類】



[提出刊行物2]

【裏面有】



⑨ 日本国特許庁 (JP)

⑩ 特許出願公開

⑪ 公開特許公報 (A)

昭59-160455

⑫ Int. Cl.<sup>3</sup>  
A 61 H 1/00

識別記号

庁内整理番号  
7242-4C

⑬ 公開 昭和59年(1984)9月11日  
発明の数 1  
審査請求 未請求

(全 8 頁)

⑭ 上位運動神経障害による重度四肢麻痺患者の麻痺した上肢機能を再建する装置

⑮ 発明者 八木了  
松本市沢村3丁目4番36号

⑯ 特 願 昭59-35110  
⑰ 出 願 昭58(1983)3月3日  
特許法第30条第1項適用 昭和57年9月4日  
～5日日本ME学会主催の日本エム・イー学  
会第2回甲信越大会プログラム、番号2およ  
び4において発表

⑰ 発明者 杉本良洋  
松本市県1丁目2番14号あがた  
マンション2-A

⑱ 発明者 小松繁  
松本市織ヶ崎3丁目2番3号

⑲ 発明者 星宮望  
札幌市中央区宮の森3条10丁目  
36宮の森住宅403-11

⑳ 発明者 半田康延  
松本市織ヶ崎3丁目7番4号  
㉑ 発明者 中土孝男  
松本市県3丁目1番1号信洲大  
学県舎A-24号

㉒ 出 願 人 半田康延  
松本市織ヶ崎3丁目7番4号  
最終頁に続く

明 細 書

1. 発明の名称

上位運動神経障害による重度四肢麻痺患者の麻痺した上肢機能を再建する装置

2. 特許請求の範囲

- (1) 重度四肢麻痺患者の麻痺上肢を患者自身の意志に基づいて制御（以下随意的制御と略す）するため、機能の残存している筋の筋電図、肩・首などの機械的変位、眼球運動とそれらともなり電気的活動、脳波などの生体信号（以下随意的生体信号と略す）に基づいて、あるいはこれらと音声との組合せに基づいて、上肢運動に関与する多数の神経・筋群を、必要な時間順序と必要強度で電気的に刺激する装置。
- (2) 日常頻繁に無意識的に行われる上肢動作を想起させるための複数の神経・筋群の一連の刺激パターンを登録し、単純な音声信号のみで実行させる機能を付加する前記特許請求範囲第1項記載の装置。

- (3) 誤った随意的生体信号や音声による指令、あるいは誤動作によつて不必要な刺激出力による意図しない筋の収縮を停止させる機能を付加する前記特許請求範囲第1項記載の装置。
- (4) 随意的制御を行っている上肢に熱や刃物などによる傷害が発生した場合、あるいはそれらが予見される場合に、緊急の防御回避動作を行わせる機能を付加する前記特許請求範囲第1項記載の装置。
- (5) 四肢麻痺患者の指、手掌部、肘に設置する圧力と変位の検出器から得られる複数の信号を処理し、肩・首などの皮膚の知覚正常領域に設置する振動刺激装置によつて代行感覚を生じさせる感覚フィードバック機能を付加する前記特許請求範囲第1項記載の装置。
- (6) 長期的に使用している間、刺激電極と生体組織の界面の特性の変化や、筋の疲労などがあるとしても、筋の収縮力の効果に変化することがないように電気的な刺激条件を適応的に調節する機能を付加した特許請求範囲第1項

記載の装置。

- (7) 神経・筋系へ電気的刺激を加えるために生体内に挿入される複数の電極のそれぞれに皮膚を介して体外から刺激のための信号と電力を伝送する機能と、体外の環境からそれぞれの挿入電極を電気的に遮断する機能とを兼備する前記特許請求範囲第1項記載の装置。
- (8) 視野内の複数の物体中から特定の対象物を指定して手掌をその対象物近傍まで無意識的に移動させる機能を付加する前記特許請求範囲第1項記載の装置。

3. 発明の詳細な説明

従来、重症四肢麻痺患者においては、セルフケアが全く不可能であり、かつ現在の器具や手術的機能再建法も適応が極めて困難で、ほぼ24時間完全な介助を必要とするという問題があった。

この出願の発明は、上記の問題を解決する目的としてなされたものであり、重症四肢麻痺患者の麻痺上肢の機能を再興するため、筋電図

検出する生体信号検出装置1により検出し、上肢の協調動作の制御に必要な情報を多元信号処理装置2で与える役割を持つ。具体的実施形態としては、例えば、筋電図は、多極表面電極で誘導し、低雑音高介別比遊離増巾器で増巾後、半波整流しその時間平均をとることによって制御信号とする。首や肩の動きは、胸部呼吸ビツクアップ用ゴム管の伸縮、あるいはカーボンファイバーの伸縮によって生じる電気抵抗の変化を電流ブリッジ回路と高域透過濾波器、あるいは交流ブリッジ回路にて検出する。すなわち、対象となる重症四肢麻痺患者では、首およびそれより上部の運動は完全に正常で、肩の運動は後方および上方に限って可能であるので、それらの限られた残存機能を可能な限り利用し、上肢の制御信号とするため考案されたものである。

図1の刺激波発生装置3は、多元信号処理装置2の処理結果をもとづき、随意的な上肢運動を発生させるに必要な神経・筋系を電気的に刺激する多チャンネル刺激パルス列発生装置で

特開59-160455(2)

刺激、および肩・首の機械的変位および音声などの随意的生体信号を動作命令信号源とし、上肢各部にとりつけたセンサーからの信号を直接あるいは感覚代行装置を介してフィードバックさせ、それらを統合処理し、直接あるいはテレメーター装置を介して神経近傍に挿入された電極にプログラムされた電気的を刺激出力を与え、それによって引き起こされた筋収縮で患者の意図する上肢の協調動作を実行する装置を提供するものである。

この出願の発明について、実施例に基づいて詳細に説明する。

第1図は発明全体の構成図であり、特許請求範囲(1)~(8)の各機能すべてをそえた場合を示すすなわち、麻痺した手指、肘、肩の動作命令として、頸部の頸頭筋や腕筋の表面筋電図、首や肩(僧帽筋が保存しているもので前後方および上方への動きが可能)の変位、あるいは、屈伸などの多チャンネルの随意的生体信号を、種々の列位や雑音の存在下でも駆動作することなく

ある。具体的実施形態としては、マイクロコンピュータのプログラムによって作成した波形をD/Aコンバータおよびデジタルアナログを介してアナログの負極性電圧パルス列あるいは負極性電圧パルス列を得る。典型的な波形はパルス幅0.2msで、くり返し周波数1/5~20Hzのパルス列で、得らな筋収縮を得るため、パルス電流あるいは電圧の振幅を制御信号(随意的生体信号)によって変動する方式をとっている。

不発明は、図1の生体信号検出装置1、多元信号処理装置2、および刺激波発生装置3により最低限のシステムを構成することが出来る。しかし、重症四肢麻痺患者で随意的動作が可能なのは肘の一部、首・顔面、頸部だけであり、それらの動作がもたらす情報量は限界があり、上肢の協調動作を最速に制御するには不十分である。これに対し、これらの患者の大多数は、舌咽の発生・聴取に何ら問題を有していないことが多く、大量の高速情報伝達手段である音声を、手・肘・肩などから得られる随意的生体信

【裏面有】



特開59-16055(3)

号と併用することが極めて重要である。

比較的簡単な実施形態により音声認識装置4の動作の役割を説明する。まず手の機能であるが、基本的には、筋電図あるいは肩・首の機械的変位に基づいて手の開閉を行行が、把持する対象に基づいて手の把持パターンを音声指令で選択させる。例えば、手の把持動作の代表例としてkey grip(あるいはside pinchともいうこ鍵を握るパターン)とgrip(コップあるいは杯を持つようなパターン)があり、この二つの動作に基づいて大体の手の持つ機能をを行うことができる。この二つの具つた把持動作を一つの随意動作(例えば肩の上下)だけで行わせるために、二種類の一連の電気刺激パターン列を作成・登録すると共に、これらを選択するための二種類の音声を音声認識装置4に登録しておき、それらによっていずれか一つの動作を選択できるようにするものである。即ち、肩いずれに於いても両腕の音声による制御を行いうるものである。この方法は、日常生活にしばしばくり返し用いられる動

止させることが出来る【特許請求範囲第3項】。

通常、正常人では、危険から身を守るための防衛反応が上肢に起られる。これには、上肢を伸展して頸部から危険を逃さけようとするものと、逆に上肢を屈曲することにより上肢への侵害刺激から逃さけようとするものがある。本発明は、視覚的に危険を察知した際音声によって上記の危険回避動作を行わしめるものである。すなわち、あらかじめ登録しておく限定した単純な音声を音声認識装置4で判定した後、この二種の回避動作を生じさせる一連の多チャンネル刺激パターンを、刺激波形発生装置8で発生するより指令する危険回避指令装置6をそなえる【特許請求範囲第4項】。

四肢麻痺患者の上肢には感覚がないので、そのままでは、上肢を電氣的刺激によって動かすことが出来ても、その制御のためには注意深く目で観察しつづけるなければならない。患者にとって最も重要な情報入力装置である視覚系を全くこの制御のために専用することは好ましく

作、例えば食事動作の如く三次元的にかなり複雑な制御を要する場合でも、上肢の動く軌跡がほぼ一定の場合では、基本的な刺激パターンを音声指令で指定し、それを限られた種類の随意的生体信号で修正することが出来る。【特許請求範囲第5項】。

本発明の対象とされる四肢麻痺患者間には、麻痺の程度、年齢、知能などの種々の個体差があり、使える随意的生体信号にも差が大きい。そのため、随意的生体信号を頼って発生させる場合、あるいはあるいは指令によって装置が誤動作をおこし、本人の意志とは異なる上肢運動が発生することがある。視覚などによってこのようを察知しない筋の収縮を感知した場合、すみやかに神経・筋系への電気刺激を停止する必要がある。このような場合には、あらかじめ登録しておく限定した単純な音声を音声認識装置4で判定した後、作動中止の指令装置6の働きにより、多元信号処理装置2の処理を経ないで、刺激波形発生装置8で取り込みをかけて停

止しない。この原理は、高度の感覚代行装置5を用いて感覚フィードバックを常時行うことによつて解決される。本装置の詳細な実施形態を図2に示す。本装置の入力部は、指の先端、手掌部にとりつけた圧センサー、および指、手、肘、肩の各関節に付けた変位センサーであり、それらの信号は、トランスジューサー増幅器10で増幅後、信号処理装置11で処理され、圧電素子制御装置12に送られ、演算処理部圧電素子に対する制御信号を発生せしめる。圧電素子アレイ18は、知覚麻痺のない肩や首に貼付けられ、圧電素子制御装置12より送られてくる制御電圧により、振動感覚を上肢の代行感覚として貼付部の皮膚に与える【特許請求範囲第6項】。

神経・筋系を電気刺激するのに別個電極を皮下に埋込む。申請人が臨床的に使用している刺激電極は、テフロンコーティングしたステンレス線(直径3.0mmの線を熱つた線で、全直径約0.2mm)をロイル状にしたものであるが、

特開特許59-180455(4)

これを目的とする神経近傍に挿入し、刺激電流あるいは刺激電圧を印加する。刺激電極、刺激電圧によつて収縮力が変えられる。しかし、長期的に連続的に刺激していると、電極と生体組織の界面の電気化学的または恒電学的変化、筋の疲労あるいは電極-神経間の距離の変化などにより収縮力が低下することがある。また逆に、あまり使っていないかつた筋が電気的刺激による連続な刺激によつて次第に収縮力が増大することがある。このような局所的な変化によつても筋の収縮力の効果に大きな変化がないようにするため、生体組織、電極間特性補正装置を用いる。基本的には、刺激中の筋力や各関節の実位置を上肢とりつけた圧や、実位置の変換器で検出し、刺激電極の移動、筋の疲労、神経や筋の間の変化などの微小な変化を自動的に補償し刺激による筋力を常に基準値に保つよう多元信号処理装置2へフィードバック信号を送るものである〔特許請求範囲第6項〕。

神経、筋系を電気刺激する電極は皮下へ埋込

まれる。これと外部の装置との間を有線によつて電気的に接続することも出来るが、感染の恐れも含くまいわけではないので、無線によつて皮膚を介して信号の電力を伝送することが望ましい。また、巧緻な制御をしようとするに依つて刺激電極の数(チャンネル)が増加する。この多数のチャンネル間の結合や相互干渉を防止するためには各チャンネルを電気的に絶縁する必要がある。アイソレーション兼アドレス装置は、この役割をこなす装置で、無線周波の電磁波あるいは超音波で皮膚の内外の機器が結合される〔特許請求範囲第7項〕。

図1の随意的生体信号検出装置1と音声認識装置4への入力により基本的には、四肢麻痺患者の意志に従つて対象物の把持およびそれを認識させた食事などが可能になる。しかし、目的に複数の物体があるときは、特定物品の指定を、地球運動の方位変化を導出して信号処理し地球の注視点を求めるか、あるいは、図8に示す如く前面部の光ビーム照射装置14からのビ

ームの照射位置を2次元イメージセンサー15で検出し、対象物指定・認識装置3にて演算処理することによつて行わせる。この対象物指定・認識装置3は、随意的生体信号による単純な動作命令で、指定された対象物に手を近づけるという上肢動作の開始を実行させるものである〔特許請求範囲第5項〕。

図表1に、本発明を用いて麻痺上肢を制御した例を示す。この図は、肩胛筋の筋電図を手の把持指令信号とした場合の刺激出力と把持力を示したものである。肩の力の増減によつて筋電図の振巾および周波数が変化するが、それに比して刺激出力の振幅が増減し、この刺激出力の振巾に比例して手の握力が変化している。したがつて、本発明により、容易に麻痺した上肢機能を再建することができることがわかる。

4 図面の簡単な説明

図1図は麻痺した上肢を機械的電気刺激により機能再建する本発明全体の構成図を示す。図2図は感覚代行装置の詳細な実施様子を説明す

るものである。図3図は、光ビームによる対象物指定認識装置の詳細な実施様子を説明するものである。

【裏面有】



特開59-160455(6)

図 1

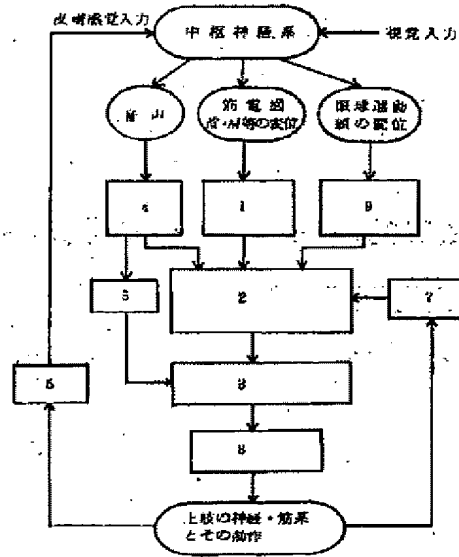


図 2

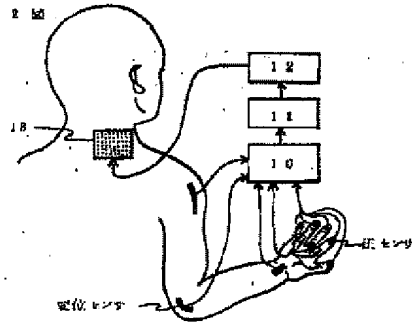
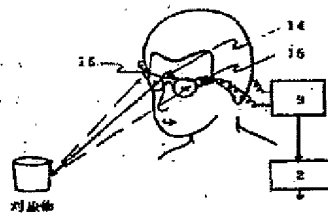
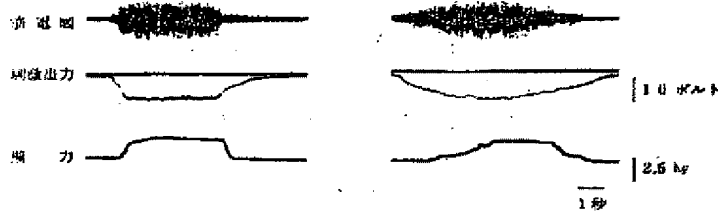


図 3



特開昭59-180455(6)

図 1



第1頁の続き

①出願人 星宮望  
 札幌市中央区宮の森3条10丁目  
 36宮の森住宅403-11

予 続 補 正 書 (自発)  
 昭和58年9月22日

特許庁長官 若杉 和夫 殿

- 1. 事件の表示 昭和58年特許第35110号
- 2. 発明の名称 上位運動神経障害による重度四肢麻痺患者の麻痺した上肢振動を再発する装置

3. 補正をする者  
 事件との関係 特許出願人  
 住 所 (居所) 松本市鏡ヶ崎3丁目7番4号  
 マリガナ ハンダ マスノブ  
 氏 名 (名称) 半 田 廣 延 (外/名) ①

4. 代 理 人  
 住 所 (居所)  
 氏 名 (名称) ②

5. 補正命令の日付 昭和58年9月17日

6. 補正の対象 説明書・発明の詳細な説明および図面の簡単な説明

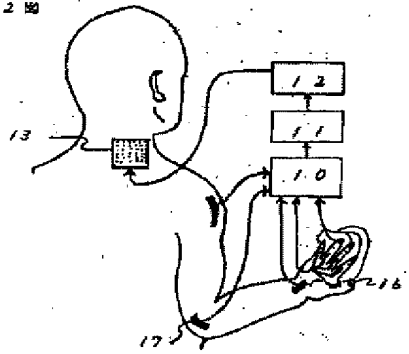
7. 補正の内容 別紙の通り

特許庁  
 58.9.22

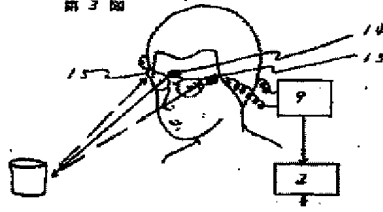


特開特許59-160455(B)

第2図



第3図



第4図

